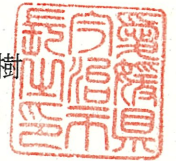


公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和8年4月23日

今治市長 徳永 繁樹



1 業務概要

(1) 業務名

今治・しまなみ地域通訳案内士育成等業務

(2) 業務の目的

世界中の高付加価値旅行者を惹きつける体験やサービスを提供するためには、高付加価値旅行者の知的好奇心や探求心に応えることができるガイドの存在が求められる。

高付加価値旅行者の目線や価値観を理解し、彼らが求める体験やサービスを提供する今治・しまなみ地域通訳案内士を育成することで、高付加価値旅行者の来訪者数増加や滞在時間の拡大につなげていくことを目的とする。

(3) 業務内容

今治・しまなみ地域通訳案内士育成等業務 1式

詳細は、別紙「今治・しまなみ地域通訳案内士育成等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

2 見積限度額

5,422,615円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者(以下「参加者」といいます。)とします。

- (1) 当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱(平成17年今治市要綱第92号)又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱(平成22年今治市要綱)の規定により入札参加資格者として認定されている者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱(平成17年今治市要綱第18号)に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 当該業務委託の実施年度以前において、当該業務委託と類似業務の実績（実施中のものも含む。）を有する者

5 担当部署

今治市 総合政策部 交流振興局 観光課 観光振興係
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
TEL：0898-36-1541
FAX：0898-25-2961
E-mail：kankou@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和8年4月23日（木）から 令和8年5月22日（金）午後5時15分まで

(2) 配布場所

今治市観光課ホームページ

ホームページアドレス <http://www.city.imabari.ehime.jp/kankou/>

(3) 配布方法

ホームページ

前記(2)のホームページからダウンロードするものとします。

8 参加表明

(1) 提出期限

令和8年5月12日（火）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記5と同じ。

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 実績調書（様式第3号）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。下同じ。）により提出するものとします。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和8年5月19日（火）までに通知します。

9 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法

提出期間内に、質問票（様式第5号）を用いて、電子メールにより提出してください。なお、口頭又は電話等電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

イ 質問の受付期限

令和8年5月22日（金）午後5時15分まで

ウ 提出場所

前記5と同じ。

(2) 回答

ア 回答方法

電子メールにより質問票に記載されたメールアドレス宛に回答します。

イ 回答期限及び回答先

令和8年5月27日（水）午後5時15分までに参加資格有資格者全員に対して、電子メールで回答します。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5と同じ。

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第6号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式第7号）会社代表者印があるもので、積算内訳を含む。

(4) 企画提案書作成要領

ア 企画提案書は原則としてA4版で作成してください。

イ 仕様書に沿って企画提案を作成してください。

ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。

エ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が今治市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。

オ 提出物は様式順に編冊のうえ提出してください。また、様式の番号に対応したインデックスラベル等を付してください。

(5) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本7部

(6) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

(7) 留意事項

ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

イ 提出書類の取扱い

(ア) 提出後の差し替え、内容の変更及び追加は認めません。

(イ) 今治市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(ウ) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

ウ 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。

エ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、今治市が必要と認める場合には、今治市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用ができるものとします。

オ 参考見積書が見積限度額を超過した場合は失格とします。

11 選定方法

(1) 企画提案評価（プレゼンテーション審査）

参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容、過去の実績、見積額、プレゼンテーション及びヒアリングについて、今治・しまなみ地域通訳案内士育成等業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が前記6「評価項目及び評価基準」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「契約候補者」といいます。）として選定します。

なお、最高評価の者が複数となった場合は、前記6「評価項目及び評価基準」の（2）企画提案力の得点が高い順に、同項目の得点と同じ場合は見積金額が安価な順に順位を決定し、本業務の契約候補者として選定します。

(2) プレゼンテーション審査当日の企画提案は、企画提案説明に20分、質疑応答に10分とします。

(3) ノートパソコン又はタブレットの使用を可能としますが、企画提案書のポイントをまとめたり、その成果やイメージを伝えたりする場合に使うものとし、企画提案書にない提案を新たに盛り込み、説明することは認めません。

なお、プレゼンテーションに必要な機器は、全て参加者が用意してください。

(4) 辞退者が出た場合は、提案内容等が契約候補者として選定するに足りるものであれば、次点の者を契約候補者として選定します。さらにその者が辞退した場合には事務局で協議を行い、契約

候補者を選定します。

- (5) 参加者が1者の場合は、選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。
- (6) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

12 選定結果

選定結果は後日参加者全員に電子メールにて通知します。ただし、各評価項目の点数は公開しないものとし、審査結果についての異議申し立ては受理しません。

13 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

14 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはなりません。
- (2) 契約書については、提示した契約書(案)により作成します。
- (3) 当該業務に直接関係する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定はありません。
- (4) 選定委員会委員が関係する事業者は参加できません。
- (5) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの今治市の了承を得なければなりません。